

令和3年7月 四万十市農業委員会議事録

- 1 日 時 令和3年7月7日(水)午後2時30分～午後3時38分
 2 場 所 四万十市役所 6階 議員協議会室
 3 出席委員

(1) 農業委員 16名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
2	桑原 宏文	10	芝 順子	18	福留 宣彦
4	井上 靖好	11	岡村 猛	19	畠中 温喜
5	加用 雅啓	12	伊勢脇精藏		
6	安藤 久徳	13	土居 忠栄		
7	谷崎 容子	14	清水 優志		
8	遠地 美千代	15	正木 卓夫		
9	山本 官	16	岡崎 誠		

(2) 農地利用最適化推進委員 7名

番号	氏名	番号	氏名
1	東 正世	6	山口 昇彦
2	武井 健治	7	井上 文一
4	岡本 尚子	8	竹村 光一
5	宮地 秀之		

4 欠席委員

(1) 農業委員 3名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	篠田 新生	3	伊与田 真哉	17	尾崎 征洋

(2) 農地利用最適化推進委員 1名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
3	宮崎 幸一				

5 事務局職員出席者

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	小谷 哲司	主幹	宮川 昭人
事務局長補佐	吉田 貴浩	主事	岡本 ほのか
係長	柴 秀樹	主事 (西土佐地域担当)	東 昭伸
係長 (西土佐地域担当)	田中 邦典		

6 議 案

- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について(1番)
 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について(1番～5番)
 第3号議案 非農地証明書の交付について(1番～7番)
 第4号議案 農用地利用集積計画(案)について(1番～6番)
 第5号議案 農用地利用配分計画(案)について(1番)
 報告事項
 その他

7 連絡事項

◆議 長（福留会長）

只今から令和3年7月「四万十市農業委員会総会」を開会いたします。
まず事務局より諸般の報告をお願いします。

○事務局

それでは諸般の報告をさせていただきます。

欠席の届出がございます。議席番号1番 篠田 新生 委員、議席番号3番 伊与田 真哉 委員、議席番号17番 尾崎 征洋 委員の3名であります。従いまして、本日の出席委員数は、19名中16名の出席となり、「農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定」により、在任委員の過半数に達しておりますので、会議は成立しております。

なお、推進委員は、宮崎 幸一 委員より欠席の届出がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

◆議 長（福留会長）

続きまして、会議規則の規定に基づき、議事録署名委員は、議席番号6番 安藤 久徳 委員、議席番号8番 遠地 美千代 委員をお願いします。

それでは、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第1号議案 農地法第3条の規定による申請について説明いたします。議案書は2ページになります。番号1。土地の表示は、大字 古津賀 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は、農作業暦30年の53歳の兼業農家で、農作業への従事日数は年間150日となっております。労働力は、譲受人と、農作業暦63年の父と、農作業暦50年の母と、農作業暦20年の妻の4人となっております。農機具につきましては、乗用トラクター、コンバイン、田植え機、乾燥機、軽トラックを所有しているとのことです。申請地は自宅から約10分の距離となっております。耕作面積は139アールとなりますので、本市の下限面積である30アールを上回っております。

また、申請地はこれまでの状況と変わりなく譲受人とその家族が耕作していくということですので今まで通り周辺の農地に与える影響などはないと思われれます。

以上、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当いたしません。

◆議 長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員さんのご意見をお伺いします。

「1番の関係委員」ですが、尾崎委員は欠席のため1番については適当であるという連絡がありました。

◇議席番号16番 岡崎委員（中村地区担当）

6月24日、28日譲受人はいませんでした。譲受人の父親から話を聞きました。購入しようとする土地は今古津賀の人が作っているそうです。譲受人は勤め人なので土日しか休みが取れないようですが、両親と専業主婦である妻が全面的にバックアップしていくとのこと。以上です。

◆議長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇宮地委員（中村・具同・東山地区担当）

現況も田で問題は無いと思います。

◆議長（福留会長）

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員さんでご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

~~~~ 異議なし ~~~~

◆議長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第1号議案の農地法第3条の規定による許可申請につきまして、採決をいたします。原案に賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

~~~~ 農業委員《全員挙手》 ~~~~

◆議長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第3条の規定による許可申請につきまして、原案のとおり許可することといたします。

続きまして、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

番号1 土地の表示は具同田黒一丁目 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。6月28日、会長と事務局で現地に向かい、具同地区担当の正木委員と申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。お手元のタブレットの1、2ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、店舗併用住宅を建築するものです。場所については井上川のアカネ橋から西へ70メートルほど行った市道沿いの農地です。申請地の東側は農地であり所有者から転用の同意を得ています。西、南側は市道、北側は宅地となっています。また雑排水については合併浄化槽を設置し、既設の市道側溝へ排水します。これらのことから周辺農地に与える影響は無いものと思われま。申請地は都市計画区域内の用途地域指定された第2種中高層住居専用地域で第3種農地となり、

転用が許可できる土地ということでもあります。なお、この申請については4月総会で審議されるよう議案書にも掲載済みとなっていました。取り下げ、改めて今回の申請となっています。

続きまして番号2 土地の表示は具同東ノ丁以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。6月26日、会長と事務局で現地に向かい、具同地区担当の正木委員と申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。お手元のタブレット3、4ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、賃貸住宅2戸を建築するものです。場所についてはスシロー四万十店の西側市道を北へ250メートルほど行った所に位置する農地です。申請地の北・南側は宅地、東側は幅3.4メートルの道路、西側は雑種地となっています。南西側に農地があり、相続人からは転用の同意を得ています。また雑排水に関しては合併浄化槽を設置し、既存の排水溝へ排水します。これらのことから周辺農地に与える影響は無いものと思われます。申請地は都市計画区域の用途地域に指定された準工業地域で第3種農地にあたり転用が許可できる土地ということでもあります。

続きまして番号3 土地の表示は具同東ノ丁以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。6月26日、会長と事務局で現地に向かい、具同地区担当の正木委員と申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。お手元のタブレット5、6ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、住宅兼店舗を建築するものです。場所については高知トヨタ中村店西側の市道を北へ230メートルほど行った所に位置する農地です。申請地の北・南側は農地のためそれぞれの所有者から転用の同意を得ています。東側は宅地、西側は幅5.2メートルの市道となっています。また雑排水に関しては合併浄化槽を設置し、市道の既設排水側溝へ排水します。これらのことから周辺農地に与える影響は無いものと思われます。申請地は都市計画区域の用途地域に指定された準工業地域で第3種農地にあたり転用が許可できる土地ということでもあります。

続きまして番号4 土地の表示は右山天神町 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。6月26日、会長と事務局で現地に向かい、中村地区担当の岡崎委員と申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。お手元のタブレット7、8ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、宅地分譲地に転用するという申請です。場所につきましては、幡多病院南側市道を西方向へ120メートルほど行った市道沿いの所にある農地です。申請地の東側、北側は宅地、南、西側はそれぞれ幅員6メートル及び5メートルの市道となっています。排水に関しましても市道の既設側溝へ排水する計画となっております。これらのことから周辺農地に与える影響は無いものと思われます。申請地は、都市計画区域の用途地域に指定された第1種住居地域で、第3種農地にあたり転用が許可できる土地ということでもあります。

続きまして番号5 土地の表示は西土佐半家字野地以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。6月24日、遠地委員と事務局で現地に向かい、半家地区担当の芝委員、竹村推進委員と申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。お手元のタブレットの9、10ページ、及び前のスクリーンをご覧ください。この度、30年間の使用貸借権の設定をして住宅を建築するものです。場所についてはJR半家駅から110メートルほど南西に位置する農地です。申請地の北側は農地、東・南側は公衆用道路、西側は鉄道用地です。排水に関しても雑排水は合併浄化槽を設置して公衆用道路西側の既設排水側溝へ排水します。これらのことから周辺農地に与える影響はないものと思われます。申請地は第3種農地にあたり転用が許可できる土地ということでもあります。

◆議 長 (福留会長)

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1番～3番の関係委員」をお願いします。

◇議席番号 15 番 正木委員（具同地区担当）

1番ですが、こちらは前々から宅地にするということで、申請がでておりました（取り下げて）今回申請があったものです。現況は畑で周辺の農地所有者からの承諾も得ておりますので問題はありません。排水についても既設の市道側溝へ排水しますので問題ありません。

2番ですが、これも現況は畑ですが宅地化するということです。これについても問題ありません。排水、雨水についても処理する排水路があります。適当であると思います。

3番ですが、第3種の農地で排水対策としても既設の排水路へ流すということで、周辺の農地の所有者の承諾も得ており、適当であるものと思います。

◆議 長 （福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇宮地委員（中村・具同・東山地区担当）

1番ですが特に問題はありません。

2、3番も近くの土地ですが問題ありません。

◆議 長 （福留会長）

「4番の関係委員」をお願いします。

◇議席番号 16 番 岡崎委員（中村地区担当）

6月28日会長、事務局、申請代理人立会いのもと現地確認をしました。現況はまだ草が生えており整備されていません。南側は6メートル道路、西側は4メートル道路に囲まれたところです。なお、この土地については3分割して売り出すということです。全く問題のない所だと思います。

◆議 長 （福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇宮地委員（中村・具同・東山地区担当）

草は生えていますが全く問題ありません。

◆議 長 （福留会長）

「5番の関係委員」をお願いします。

◇議席番号 10 番 芝委員（西土佐半家地区担当）

6月24日副会長、事務局、推進委員、申請代理人とで現地確認を行いました。借人が貸人の畑を借りて家を建てるとのことですが、周りは貸人の土地ですので影響はありません。事務局の説明どおりで問題はありません。

◆議長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇竹村委員（西土佐半家地区担当）

特に問題ありません。

◆議長（福留会長）

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について、一括採決をいたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第5条の規定による許可申請進達につきまして、原案のとおり許可申請進達することといたします。

続きまして、第3号議案 非農地証明書の交付について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第3号議案 非農地証明書の交付について説明します。議案書は5ページになります。

番号1。土地の表示は、大字 国見ほか 以下議案書記載のとおりです。願人、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましても、議案書記載のとおりです。番号1につきましては、6月28日、会長、事務局で現地に向かい、願人の代理人と、東中筋地区担当の清水委員立ち会いのもと現地確認を行いました。

現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレットの11ページ及び12ページをご覧ください。

続きまして番号2。土地の表示は、大字 伊才原 以下議案書記載のとおりです。願人、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましても、議案書記載のとおりです。番号2につきましては、6月28日、会長、事務

局で現地に向かい、願人と、蕨岡地区担当の谷崎委員立ち会いのもと現地確認を行いました。

現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレットの13ページ及び14ページをご覧ください。

続きまして番号3。土地の表示は、大字 伊才原 以下議案書記載のとおりです。願人、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましても、議案書記載のとおりです。番号3につきましても、番号2と同様に現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレットの15ページ及び16ページをご覧ください。

続きまして議案書は6ページになります。番号4から番号6については、一連の土地であり、非農地となった時期及び事由等も同じですのでまとめて説明させていただきます。

土地の表示は、大字 荒川 以下議案書記載のとおりです。願人、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましても、議案書記載のとおりです。番号4から番号6につきましては、6月28日、会長、事務局で現地に向かい、願人の代理人と、東中筋地区担当の清水委員立ち会いのもと現地確認を行いました。

現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレットの17ページから18ページをご覧ください。

続きまして番号7。土地の表示は、大字 右山 以下議案書記載のとおりです。願人、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましても、議案書記載のとおりです。番号1につきましては、6月28日、会長、事務局で現地に向かい、願人の代理人と、中村地区担当の岡崎委員立ち会いのもと現地確認を行いました。

現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレットの19ページ及び20ページをご覧ください。以上です。

◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1番、4番、5番、6番の関係委員」お願いします。

◇議席番号14番 清水委員（中筋・東中筋地区担当）

番号1について説明いたします。6月28日、会長、事務局、願人の代理人と現地確認を行いました。

現地は30年以上前から家が建っており、現在までずっと宅地として使用されています。周囲に農地はありません。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと認められるため、非農地証明については適当であると考えます。

続きまして、番号4から番号6について説明いたします。

番号4から番号6につきましても、6月28日、会長、事務局、願人の代理人と現地確認を行いました。当該地は、議案書にも記載のとおり、耕作放棄されてからかなりの年数が経過しており、葎や灌木が茂っているため、農地への復旧は困難かと思われます。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、耕作放棄されてから10年以上経過している農地であり、農地への復旧は困難な土地と判断しましたので、非農地証明については適当であると考えます。以上です。

◆議 長（福留会長）

「2番、3番の関係委員」お願いします。

◇議席番号7番 谷崎委員（蕨岡地区担当）

2、3番は親子ですので一緒に報告します。6月28日願人、会長、事務局とで現地確認を行いました。当該地は35年ほど前から耕作放棄又は植林され、写真にもありますように山林、草木が生い茂っているような状態です。農地への復旧は困難と判断しました。以上のことから本市の事務処理要領に基づき人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障は無いと認められるため非農地証明については適当であるものと考えます。

◆議 長（福留会長）

「7番の関係委員」お願いします。

◇議席番号16番 岡崎委員（中村地区担当）

6月28日会長、事務局、申請代理人と現地確認をしました。現地は雑木林で斜面になっており、畑に直すことは難しいと思われます。本市の事務処理要領に基づき耕作放棄されてから10年ほどというものではありません。昭和47年頃からですので。以上のことから農地への復旧は困難なことから非農地証明は適当であるものと考えます。

◆議 長（福留会長）

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議 長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第3号議案 非農地証明書の交付について、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議 長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、非農地証明書の交付につきまして、原案のとおり交付することといたします。

続きまして、第4号議案 市長より諮問のありました農用地利用集積計画（案）について議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

それでは第4号議案の農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定について、市長より農業委員会に四万十市農用地利用集積計画書(案)について諮問がありましたので説明いたします。議案書は7ページ、農用地利用集積計画書(案)は8、9ページになります。それでは1番について説明いたします。借受人は八束地区において、ブロッコリーを栽培している認定新規就農者です。今回の申請は、新規の申請です。貸付人は1名、申請地については、議案書記載のとおりです。場所につきましては、お手元のタブレットの11ページ及び前のスクリーンをご覧ください。利用権の種別は賃貸借権の設定です。賃貸借期間は令和3年7月7日から令和8年7月6日までの5年間となっています。

以上、借受人は農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号イ 耕作の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められること。ロ 耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることの各要件を満たしております。

続いて2番について説明いたします。借受人は下田地区において、ショウガを栽培している認定農業者です。今回の申請は、新規の申請です。貸付人は1名、申請地については、議案書記載のとおりです。場所につきましては、お手元のタブレットの12ページ及び前のスクリーンをご覧ください。利用権の種別は賃貸借権の設定です。賃貸借期間は令和3年7月7日から令和18年7月6日までの15年間となっています。

以上、借受人は農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号イ 耕作の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められること。ロ 耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることの各要件を満たしております。

続いて3番について説明いたします。借受人は西土佐中半地区において、水稻を栽培している担い手農家です。今回の申請は、新規の申請です。貸付人は3名、申請地については、議案書記載のとおりです。場所につきましては、お手元のタブレットの13ページ及び前のスクリーンをご覧ください。利用権の種別は賃貸借権の設定です。賃貸借期間は借入地により令和3年7月7日から令和8年7月6日までの5年間と令和3年7月7日から令和13年7月6日までの10年間となっています。

以上、借受人は農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号イ 耕作の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められること。ロ 耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることの各要件を満たしております。

続いて4番について説明いたします。借受人は西土佐奥屋内地区において、果樹(栗)を栽培している担い手農家です。今回の申請は、新規の申請です。貸付人は1名、申請地については、議案書記載のとおりです。場所につきましては、お手元のタブレットの14ページ及び前のスクリーンをご覧ください。利用権の種別は使用貸借権の設定です。使用貸借期間は令和3年7月7日から令和13年7月6日までの10年間となっています。

以上、借受人は農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号イ 耕作の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められること。ロ 耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることの各要件を満たしております。

続いて5番について説明いたします。借受人は下田地区において、果樹(柑橘類)を栽培している農地所有適

格法人です。今回の申請は、新規の申請です。貸付人は1名、申請地については、議案書記載のとおりです。場所につきましては、お手元のタブレットの15ページ及び前のスクリーンをご覧ください。利用権の種別は賃貸借権の設定です。賃貸借期間は令和3年7月7日から令和13年7月6日までの10年間となっています。

以上、借受人は農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号イ 耕作の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められることの要件を満たしております。

続きまして6番ですが、借受人が高知県農業公社ですので、農地中間管理事業にかかる案件となります。本議案では貸付人が農地中間管理事業を利用することについての是非を審議することになります。議案書は7ページ、農用地利用集積計画書(案)は9ページになります。それでは6番を説明いたします。借受人は高知県農業公社で、貸付人は2名、申請地は議案書記載のとおりです。場所につきましては、お手元のタブレットの16ページ及び前のスクリーンをご覧ください。

利用権の種類は賃貸借権の設定となっております。貸借期間は令和3年7月11日から令和13年7月10日までとなっております。

◆議長(福留会長)

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1番の関係委員」お願いします。

◇議席番号5番 加用委員(八東地区担当)

借受人は認定新規就農者で今までも利用集積(案)に出てきている人です。ブロッコリーと露地のオクラを作って頑張っている人ですので問題ないと思います。

◆議長(福留会長)

推進委員から、意見などはございませんか?

宮崎推進委員は欠席のため1番については適当であるとの連絡がありました。

「2番・5番・6番の関係委員」お願いします。

◇議席番号19番 畠中委員(下田地区担当)

2番については借受人が生姜を作るということで確認をしました。事務局の説明どおりで問題ありません。

5番も事務局の説明どおりですが、若干申出地の両方が宅地に接してしまっていて、そして借受人が大規模に果樹を栽培しており、大型機械等使い特に防除など成木になってからトラブル等がよく起こりますので、借受人の方に十分その点を注意することと地主の方にも将来的に成木になった時点で、大型機械による防除の住宅への影響が必ず出てくるので、その点の注意事項等少しきついアドバイスもしたところです。

6番については事務局の説明どおりで問題はありません。

◇議席番号15番 正木委員(具同地区担当)

2番についてですが、借受人の住所が具同ですので電話で確認したところですが、親も一緒に作業をしており、利用権設定の土地はハウス生姜の栽培をするということでハウスの準備をしているところとのことです。認定農業者でもあり、長期に農業に従事するということが問題ありません。

◆議長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

宮崎推進委員は欠席のため2・5・6番については適当であるとの連絡がありました。

「3番・4番の関係委員」をお願いします。

◇議席番号13番 土居委員（西土佐中半・奥屋内地区担当）

7月2日山口推進委員と現地確認を行いました。また7月3日に借受人からの聞き取りを行いました。申出の土地は田で田植えが終わった状況でした。借受人は地元出身でお父さんの跡を継いで7年前くらいから農業に従事しています。全ての農地を耕作しており、今回借受しようとする農地についても2、3年前から耕作をしているとのことです。農機具も全てのものを所有しており問題はあります。以上のことから農用地利用集積計画案については適当であると考えます。

4番についてですが、7月2日山口推進委員と現地確認を行い借受人から聞き取りを行いました。現地の状況は草が茂り原野となっていました。借受人は以前にも同じような農地を借受け粟を栽培しています。今回、借受けしようとする農地も整備して粟を植えるとのことです。大変意欲的な方で耕作放棄地の解消になると思います。周辺への影響もありません。以上のことから農用地利用集積計画案については適当であると考えます。

◇議席番号15番 正木委員（具同地区担当）

4番も借受人が具同です。以前にも同じ借受人が粟を栽培するということが利用権設定をしたケースがあり、前回は特に問題ありませんでした。西土佐地区の土居委員にも確認していただき問題は無いとのことです。

以上です。

◇議席番号16番 岡崎委員（中村地区担当）

7月4日貸付人本人から聞き取りをしました。借受人に貸すことは間違いなく、奥屋内の土地の件については担当地区の農業委員からも電話があり、問題はあります。

◆議長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇山口委員（西土佐中半・奥屋内地区担当）

3番については土居委員から報告もありましたように7月2日に現地確認をしました。この件については特に

問題は無いと思います。

4番についてはこれも7月2日ですが、借受人に電話をして現地に来てもらい土居委員と現地確認をしました。ちょうど土居委員の説明でもありましたように、雑草が背丈を超えるぐらい伸びており、ここを本当に整地して栗を植えるのかと思うぐらいのすごい所だったわけですが、本人は栗を植えるとのこと。貸付人と借受人の間柄はいとこ同士でこれまでも農地の貸し借りは何度かあったようです。先ほど正木委員の説明にもありましたように、昨年10月の総会の中でも使用貸借権の設定ということで、奥屋内の耕作放棄地の柚子園を栗園として再生する申出がありまして、今回の申出地もそこから近くで、昨年の所をついでに見てきましたが、獣害防止の金網が張られ、その中に栗が植えられておりました。草もきれいに刈られておりましたので、そんな状態から見ましても今回も問題は無いと思います。

◇宮地委員（中村・具同・東山地区担当）

2番と4番についても問題ありません。

◆議長（福留会長）

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第4号議案 農用地利用集積計画（案）につきまして、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農用地利用集積計画（案）につきまして、これを適当と認め、答申することといたします。

続きまして、第5号議案 市長より諮問のありました農用地利用配分計画（案）について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第5号議案の農用地利用配分計画（案）について説明いたします。議案書は、10ページになります。本議案については、高知県農業公社に中間管理権を設定した農地を、地域のどの耕作者に転貸するか、また転貸される耕作者の選定が適切であるかどうかをお諮りするものです。それでは、議案書の11ページをご覧ください。こちらが農用地利用配分計画の案になります。左側に農地の出し手と農地の詳細が記載され、右側が貸付先の耕作者

になります。場所は議案書記載のとおりです。1番、右側の貸付先ですが、宿毛市の果樹栽培を行う法人に転貸する案となっております。農地の位置・現況等についてですが、お手元のタブレットの16ページ及び前のスクリーンをご覧ください。1番の農業者が選定された理由につきましては、議案書12ページの借受選定理由書をご覧ください。農地中間管理事業において、農地の配分を検討する際は、農地中間管理機構に農地の受け手として登録している経営体全員に順位をつけ、評価の高い経営体を選定することとなっております。その選定経緯を示したものがこの借り受け選定理由書です。対象農地と農業経営を行っている位置関係や希望条件との適合性、貸付者の意向を考慮いたしまして、最上位の者が最適であると選定し、議案書のとおり同経営体を貸し付け相手先として提案しています。以上です。

◆議 長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1番の関係委員」をお願いします。

◇議席番号19番 畠中委員（下田地区担当）

今説明があったとおり、果樹が植わっております。大型機械等も使用して大規模に作業をしています。この地区については何等の問題はありません。適当であるものと考えます。

◆議 長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

宮崎推進委員は欠席のため1番については適当であるとの連絡がありました。

◆議 長（福留会長）

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

ご意見・ご質問が無いようですので、第5号議案 農用地利用配分計画（案）につきまして、採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

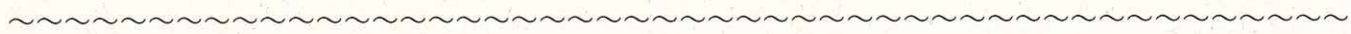
～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議 長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農用地利用配分計画（案）につきまして、これを適当と認め、答申することといたします。

最後に、その他 委員の皆様から何かございませんか。

無いようでございますので、以上で本定例会に付議されました議案は、すべて終了いたしました。これにて閉会といたします。



四万十市農業委員会総会会議規則第 18 条第 2 項の規定により署名する。

令和 3 年 7 月 7 日

議長 福留 宣彦

署名委員 遠地 美千代

署名委員 安藤 久徳